

## 新型コロナウイルス感染症の影響等に係るキャリアアップ助成金の手続きに関するQ&A（令和2年4月7日現在）

Q-1 新型コロナウイルスへの感染若しくは感染予防の影響で定められた支給申請期間に申請できません。どのようにすればよいですか。

A 例えば正社員化コースの場合は、転換または直接雇用した対象労働者に対し、正規雇用労働者、無期雇用労働者としての賃金を6ヶ月支給した日（※）の翌日から起算して2ヶ月以内を支給申請期間としていますが、支給申請期間内に助成金の支給を申請しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、当該理由（今回でいえば新型コロナウイルスへの感染若しくは感染予防の影響）のやんだ後、1ヶ月以内にその理由を記した書面を添えて申請することができます。

Q-2 正社員等への転換等の取組後6ヶ月が経過していない間に、当該社員が新型コロナウイルスへの感染若しくは感染予防の影響で休業した場合の取扱いはどうなるのか。

A 原則として、取組後6ヶ月が経過していない間に、当該社員が新型コロナウイルスへの感染若しくは感染予防の影響による休業をした場合、勤務した日が11日以上ある月の6ヶ月分の賃金を支給するまで申請できません。

ただし、勤務していない月であっても、給与が満額支払われている場合には、勤務をした日に含めることも可能です。

また、有給休暇を取得した日は「勤務した日」に含みます。（「キャリアアップ助成金に関するQ&A」P9、Q-3もご覧ください）

（※）就業規則等の規定により、時間外手当を実績に応じ基本給等とは別に翌月等に支給している場合、6ヶ月分の時間外手当が支給される日を賃金を支給した日（時間外勤務の実績がなく、結果として支給がない場合を含む。）転換日又は直接雇用日が賃金締切日の翌日でない場合は、転換日又は直接雇用日以降の最初の賃金締切日後6ヶ月分。いずれも勤務をした日数が11日未満の月を除く。

Q-3 新型コロナウイルスへの感染若しくは感染予防の影響で、事業所が休業するなど対応に迫られ、キャリアアップ計画書や変更届の提出ができません。どのようにすればよいですか。

A 本来、取組を行う前にキャリアアップ計画書や変更届を提出していただく必要がありますが、当該理由（今回でいえば新型コロナウイルスへの感染若し

くは感染予防の影響)のやんだ後、7日以内にその理由を記した書面を添えて提出することができます。